

(法務委員会)

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第一一号）

（衆議院送付）要旨

本法律案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商業登記法ほか九十の関係法律に所要の整備等を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

なお、本法律案は、衆議院において、会社法の一部を改正する法律案の修正に伴い所要の規定の整備を行う修正が行われた。